



壬生町公告第34号

壬生町新庁舎建設基本設計及び実施設計業務の公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成30年10月19日

壬生町長 小 菅 一 弥



## 1 業務概要

- (1) 業務名 壬生町新庁舎建設基本設計及び実施設計業務委託
- (2) 業務内容 壬生町新庁舎建設工事に係る基本設計及び実施設計
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成31(2019)年11月末日まで(約11か月)
- (4) 計画概要 資料『壬生町新庁舎建設基本構想』及び『壬生町新庁舎建設基本計画』による。
- (5) 委託金額 107百万円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

## 2 参加資格及び条件

参加者は次に掲げる事項をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 本プロポーザル手続き開始日前において、平成30年度壬生町建設工事等競争入札参加者名簿に建築コンサルタントの業種として登録がある者。  
ただし、登録されていない者であっても、参加申込書の提出の日前において、これと同等の資格を有していると認められた場合は、この限りでない。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第1項に規定する懲戒の処分を受けていない者であること。
- (5) 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、壬生町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 平成15年4月以降に日本国内で竣工又は実施設計を完了した延べ床面積5,000㎡以上の庁舎または類似施設の新築工事に係る建築設計業務(※)を元請で受託した実績を3件以上有すること。  
※類似施設の設計業務とは、告示第15号別添二の建築物類型のうち「四 業務施設」の第2類に分類される建築物の設計(基本設計及び実施設計)業務とする。

## 3 プロポーザル参加に係る実施要領等の配布

- (1) 配布方法

壬生町ホームページからダウンロード  
(<http://www.town.mibu.tochigi.jp>)

(2) 配布期間

平成30(2018)年10月19日(金)から11月2日(金)まで

4 事務局(担当部署)

壬生町 総務部 新庁舎建設室

〒321-0292

栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号

TEL 0282-28-6718(直通) FAX 0282-82-8262

E-mail: [chosha@town.mibu.tochigi.jp](mailto:chosha@town.mibu.tochigi.jp)

5 選定方針

受注候補者の選定は、二段階審査方式で行うこととし、審査及び評価については「壬生町新庁舎建設設計者選定審査委員会」において行う。

なお、本プロポーザルにおける参加者(参加表明者又は技術提案者)が1者のみであっても審査及び評価を行い、特定の可否を決定する。

6 書類提出手続き等

(1) 参加表明書等

実施要領に基づき作成・提出のこと。

受付期間は、平成30(2018)年10月19日(金)から11月2日(金)までとする。

(2) 技術提案書

提出は一次審査で選定された者とし、実施要領に基づき作成・提出のこと。

受付期間は、平成30(2018)年11月14日(水)から12月7日(金)までとする。

(3) 提出先

前記4の事務局

(4) 提出方法

持参または郵送とし、郵送による場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期間内必着とする。なお、持参する場合の受付時間については、土曜日・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

7 審査方式

(1) 第一次審査

ア 審査方法

審査委員会において、参加表明書等の書類審査を行い、技術提案書を提出する者を5者程度選定する。

イ 実施日

平成30(2018)年11月9日(金)

ウ 結果の通知

一次審査で選定された者に対しては、技術提案書提出要請書を書面にて郵送で通知する。

(2) 第二次審査

ア 審査方法

一次審査で選定された者によるプレゼンテーション並びに審査委員会によるヒアリング、審査及び評価(合議制による採点)を行い、受注候補者1者及び次席者1者を特定する。

イ 実施日

平成30(2018)年12月14日(金)

ウ 結果の通知

二次審査で受注候補者及び次席者に特定された者に対しては、書面にて郵送で通知することとし、審査委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル完了後に公表する。

8 業務委託契約に関する事項

(1) 契約交渉

町は、受注候補者として特定された者と契約締結の交渉を行うが、交渉が不調となった場合又は参加資格要件を満たさないと認められた場合は、次席者として特定された者と契約交渉を行うものとする。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

業務の仕様については、特記仕様書に定めるほか、技術提案書に記載された内容を尊重し、発注者と受注者の協議の上定めるものとする。

9 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は一切認めない。
- (4) その他詳細については、「壬生町新庁舎建設基本設計及び実施設計者選定公募型プロポーザル実施要領」を参照のこと。